

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄に掲げる登記に係る証明願の提出書類

1. 証明願兼証明書 2部
 2. 理事会議事録の写し 1部（要原本証明）
※ 当該不動産の取得等を決議した際の議事録で、社会福祉事業の用に供することが記載されたもの（当該議案資料も議事録に添付してください）。
 3. 不動産贈与契約書、売買契約書、建築請負契約書、地上権設定等の契約書の写し
1部（要原本証明）
 4. 登記事項を証明できる書類 1部
下記の（1）又は（2）のいずれかをご提出ください。
 - （1）登記事項証明書（原本）
※ 証明を受けて登記を行う前のもの（建物新築の場合は表題登記済みのもの）
 - （2）登記情報提供サービスにより取得した書類
※ 以下の①から③までの事項を理事長が記載した上でご提出ください。
 - ① 「この情報は、登記情報提供サービスにより取得した電子情報を印刷したものであり、証明を受けようとする不動産の登記情報と相違ない」
 - ② 理事長氏名
 - ③ 記載年月日
 5. 図面等（社会福祉事業の用に供する箇所が確認できるもの）
 - ① 土地の場合
位置図（住宅案内図等）、土地図面等
 - ② 建物の場合
建築確認済書（受付印が押されている部分）の写し
建築図面（平面図、立面図、配置図）
- ※ 原本証明を要する書類のうち複数枚に渡るものは、袋綴じしたうえで割り印をしてください。